

青色 21 ネットワーク研究会会則

(名称)

第 1 条 本会は、青色 21 ネットワーク研究会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は、代表幹事の所属する青色申告会事務所に設置する。

(目的)

第 3 条 本会は健全な納税者団体である青色申告会のネットワークを活かし、青色申告会の 21 世紀の変革と情報化時代に対応する青色申告会活動のあり方を研究するとともに、租税並びに税務行政に関する調査研究を行い、もって、公平かつ適正な税制並びに公共的かつ、効率的納税環境の確立に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

1. 税制、税務に関する調査研究並びに建議
2. 青色申告会の運営並びに経営に関する調査研究
3. その他、前条の目的を達成するために必要な事業及び研究集会等の開催

(会員)

第 5 条 会員は、本会の目的に賛同し、所定の申込手続した青色申告会とする。

(退会)

第 6 条 本会を退会するときは、所定の手続きをするものとする。

(会費)

第 7 条 会員は、内規に従い会費を納入するものとする。

2. 内規は、役員会において協議する。
3. 既納の会費は返還しない。

(役員の種類)

第 8 条 本会には、次の役員を置く。

代表幹事	1 名
副代表幹事	若干名
常任幹事	若干名
幹事	若干名
監査	3 名以内

(役員を選任)

第 9 条 副代表幹事、幹事は役員会において選任する。

2. 代表幹事は副代表幹事の互選により選出する。
3. 常任幹事は幹事の互選により選出する。
4. 監査は役員会において選任する。

(役員の仕事)

第 10 条 代表幹事は、本会を代表し、会務を統括する。

2. 副代表幹事は、代表幹事を補佐し、会務を統括する。
3. 常任幹事は、代表幹事を補佐し、事務運営を処理し、執行する。
4. 常任幹事、幹事は、代表幹事ならびに副代表幹事を補佐し、会務を執行する。
5. 監査は、本会の財務ならびに業務執行を監査する。

(役員の仕事)

第 11 条 役員の仕事は 2 年とし、再任を妨げない。

(特別顧問及び相談役)

第 12 条 本会に特別顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2. 特別顧問及び相談役は役員会の推薦により、代表幹事が委嘱する。
3. 特別顧問及び相談役は本会の業務運営上の重要な事項について、代表幹事の諮問に応じる。

(委員会)

第 13 条 本会に、会則第 4 条の事業を分担するため、委員会を設置することができる。

2. 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、役員会の推薦で、役員のうちから任命する。ただし、必要に応じ学識経験者の出席を求めることができる。
3. 特別顧問、相談役は委員会に出席して意見を述べるることができる。

(事務局)

第 14 条 本会の事務を処理するために常任幹事の会に事務局を置くことができる。ただし研究集会等の開催に当たり研究集会開催地の青色申告会に研修会事務局を置くことができる。

(会議)

第 15 条 会議は総会及び役員会とし、代表幹事が召集し、議長は代表幹事または代表幹事が委任する者をもってこれに充てる。

2. 協議事項は、出席者の過半数をもって決議する。

(総会)

第 16 条 総会は、毎年 1 回事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2. 総会の開催に当たり、会員に対して事前に会議の内容、開催日時及び場所を記載した通知を送る。
3. 総会の付議事項
 - (1) 事業報告及び事業計画
 - (2) 収支決算及び収支予算
 - (3) その他代表幹事が必要と認めた事項

(役員会)

第 17 条 役員会は代表幹事、副代表幹事、常任幹事、幹事で構成し、随時開催する。

2. 開催場所は役員会において決定する。
3. 監査、特別顧問、相談役は役員会に出席して意見を述べることができる。

(研究集会等)

第 18 条 研究集会等の開催に当たり、会員に対して事前に研修等内容、開催日時及び場所を記載した通知書を発信する。

2. 研修内容は役員会に一任する。
3. 研究集会の開催地は、輪番制とする。
4. 研究集会で必要あるときは、参加会費を負担する。

(運営経費)

第 19 条 本会の運営経費は、第 7 条に規定する会費及びその他収入をもって充当する。

(会計年度)

第 20 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

(会則の変更)

第 21 条 本会則の変更は、総会で決議し、会員の 3 分の 2 以上の承認を得なければならない。

(解散)

第 22 条 本会は、会員の 4 分の 3 以上の承認により解散することができる。

(付則)

本会則は平成 15 年 11 月 15 日より施行する。

本会則は平成 17 年 12 月 22 日に一部改正する。

本会則は平成 19 年 6 月 22 日に一部改正する。

本会則は平成 19 年 12 月 21 日に一部改正する。

青色 21 ネットワーク研究会内規 — 1

(会費負担について)

1. 会費は一会計年度につき、1口年額1万円の会費を一口以上負担する。
2. ただし、役員を選任を受けている会員は一会計年度につき、一口年額1万円の会費を3口以上負担する。

(付 則)

1. この内規は平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

青色 21 ネットワーク研究会会員に関する内規 — 2

(入 会)

第1項 本会に入会を希望する者は、2会の推薦により役員会の承認を得て会員となる。

(資 格)

第2項 会員は原則として公益社団法人または一般社団法人の法人格を有するものとする。

(名 称)

第3項 会員は原則として名称を次の通り統一する。

公益社団法人納税者センター〇〇青色申告会または
一般社団法人納税者センター〇〇青色申告会
(注) 各会の実情を考え、二段階方式をとる

(付 則)

1. この内規は平成 23 年 1 月 31 日より施行する。
2. ただし第 1 項及び第 3 項については平成 25 年 11 月 30 日まで施行を延長する。

(平成 22 年 12 月 18 日)